

県と国税の対象範囲の考え方（6月時点）

対象区分	県	国
(国税の対象外)		<p>「林業経営者につなげる」 経済ベースに乗る 例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平均傾斜 15 度未満 ・基幹路網が開設済み ・市場・製材工場 50km 圏内等 <p>経営管理を希望する民間事業者 が現れる可能性が高い</p> <p style="text-align: right;">市町村が判断</p>
①条件不利地	<p>自然的・地理的条件により施業が 困難な森林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傾斜 30 度以上 ・平均生長量 5 m³/年未満 ・車道から 1 km 以上 	<p>「林業経営者につなげない」 経済ベースに乗らない 例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傾斜 35 度以上 ・基幹路網が未開設 ・市場・製材工場 50km 圏外等 <p>経営管理を希望する民間事業者 が現れる可能性が低い</p> <p style="text-align: right;">市町村が判断</p>
②条件が不利な 経済林	<p>経済林のうち自然的・地理的条件 により採算性が低く、施業が困難 な森林</p> <p>※具体的規準について要検討</p>	<p>経営管理を希望する民間事業者 が現れる可能性が低い</p> <p style="text-align: right;">市町村が判断</p>
③広葉樹(里山、 ブナ林等)	<p>かつての薪炭林等で手入れされ ていた者の、現在放置されている 里山、ブナ林等</p> <p>※具体的規準について要検討</p>	<p>人為の関与が必要な場合には対 象に含めることも可能</p> <p style="text-align: right;">市町村が判断</p>
④集落管理の 森林	<p>集落が共有・管理する森林（管理 者の高齢化等により手入れが行 き届かない森林）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産森林組合所有林、記名共有 林、財産区有林 <p>※具体的規準について要検討</p>	<p>財産区有林など、対象に含めるこ とも可能</p> <p style="text-align: right;">市町村が判断</p>